

## 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の主な変更点（案）

### 前文

→ 実質的な内容の変更なし

### 第 1 基本方針

- 非定型 B S Eについて、引き続き、発生動向を監視する必要があることを記載。
  
- 国は、家畜伝染病予防法第 60 条の 3 に基づき、防疫措置が迅速かつ的確に講じられるようにするため、予算を速やかに、かつ、確実に手当てすることを明記。

### 第 2 発生時に備えた事前の準備

- 農林水産省は、諸外国や O I E 等の国際機関との相互の情報交換を通じ、常に海外における最新の発生状況を把握し、公表することを明記。
  
- 都道府県は、防疫責任者の在任期間の長期化に努め、異動する際は、十分な引き継ぎ期間を確保し、防疫対応の記録、経験、経緯について、適切に関係者に引き継がれるよう努めることを記載。

### 第 3 B S E 監視のための検査

- 都道府県知事は、特措法第 6 条第 1 項の規定に基づく届出のあった特定臨床症状を示す全月齢の死亡牛、生前に歩行困難、起立不能等であった 48 か月齢以上の死亡牛、これら以外の 96 か月齢以上の死亡牛について、当該牛の所有者に対し、特措法第 6 条第 2 項の規定に基づく家伝法第 5 条第 1 項の規定により、家畜防疫員による検査を受けるべき旨を命令して当該検査を実施することを記載。

※ 特定臨床症状牛の定義については告示及び留意事項により、歩行困難・起立不能牛の定義については留意事項により規定。

### 第 4 ~ 第 9

→ 実質的な内容の変更はなし

(以上)